

# 令和2年度第1回千葉県障害者差別解消支援部会議事録

1 日時 令和2年12月17日（木曜日）午後8時21分～午後8時41分

2 場所 千葉県役所8階 正庁

3 出席者

（委員）竹川部会長、高山職務代理、大濱委員、菊池委員、久保木委員、  
近藤委員、佐久間正敏委員、佐久間水月委員、成田委員、平鹿委員  
（事務局）佐藤高齢障害部長、鈴木障害者自立支援課長、神津障害福祉サービス課長、  
松田精神保健福祉課長 他3名

計17名

4 議題

- （1）部会長の選出について
- （2）障害者差別に関する相談対応状況について
- （3）その他

5 議事の概要

- （1）部会長の選出について  
委員の互選により、竹川委員を部会長とすることに決定した。
- （2）障害者差別に関する相談対応状況について  
事務局より説明があった。
- （3）その他  
ヘルプカード・ヘルプマークの配布場所拡大について  
事務局より説明があった。

6 会議経過 別紙のとおり

## 午後 8 時 2 1 分開会

(佐藤障害者自立支援課課長補佐) それでは、ただ今から、令和 2 年度第 1 回障害者差別解消支援部会を始めさせていただきます。

私は、引き続き司会進行を務めさせていただきます、障害者自立支援課課長補佐の佐藤でございます。よろしくお願いいいたします。長時間になりますが、引き続きどうぞお願いいいたします。着座にて失礼させていただきます。

それでは、会議に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、はじめに「次第」でございます。続いて「座席表」、「委員名簿」、資料 1 といたしまして「障害者差別に関する相談対応状況について」、参考資料といたしまして「千葉市における障害者差別に係る相談の流れ」、資料 2 といたしまして「障害者差別に関する相談事例について」をお配りしております。

皆様お手元にごございますでしょうか。

それでは、会議に先立ちまして、高齢障害部長の佐藤よりご挨拶申し上げます。

(佐藤高齢障害部長) 佐藤でございます。

本日はお忙しい中、また、先に開催された障害者施策推進協議会に引き続き、障害者差別解消支援部会にご出席いただきましてありがとうございます。

さて、この部会は、施行から丸 4 年が経過しました障害者差別解消法に基づきまして、障害者差別に関する相談状況等を踏まえ、効果的かつ円滑な対応について、皆様にご協議いただくことを目的に設置している部会でございます。

本日は、本年度第 1 回目の開催でございます。本部会の部会長をご選任いただくとともに、相談対応状況についての報告について、事務局から簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。

委員の皆様におかれましては、本市における障害者差別の解消に向けて、各分野における専門的なご意見、ご助言等をいただきますようお願いいたします。

結びに、委員の皆様のご活躍とますますのご健勝を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

引き続きよろしくお願いいいたします。

(佐藤障害者自立支援課課長補佐) 本日は、令和 2 年度、初めての部会となりますので、ここで、私から、委員名簿の順に、部会委員の皆様をご紹介させていただきたいと思えます。

はじめに、大濱 洋一（おおはま よういち）委員でございます。

次に、菊池 裕美（きくち ひろみ）委員でございます。

次に、久保木 修（くぼき おさむ）委員でございます。

次に、近藤 みつる（こんどう みつる）委員でございます。  
次に、佐久間 正敏（さくま まさとし）委員でございます。  
次に、佐久間 水月（さくま みづき）委員でございます。  
次に、高山 功一（たかやま こういち）委員でございます。  
次に、竹川 幸夫（たけかわ ゆきお）委員でございます。  
次に、成田 智子（なりた ともこ）委員でございます。  
次に、平鹿 百合子（ひらか ゆりこ）委員でございます。

なお、木村 章（きむら しょう）委員につきましては、本日はご欠席ということでございます。

続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。

初めに、先ほど挨拶いたしました、保健福祉局高齢障害部長の佐藤でございます。

次に、障害者自立支援課 課長の鈴木でございます。

次に、障害福祉サービス課 課長の神津でございます。

次に、精神保健福祉課 課長の松田でございます。

その他の職員につきましては、お手元の「座席表」にてご確認いただき、紹介は省略させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

なお、本日の部会は、千葉県情報公開条例第25条に基づき公開となっておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

お手元の次第をご覧いただきたいと存じます。

まず、議題（1）、部会長の選出についてです。議事の進行につきましては、部会長が行うこととなっておりますが、部会長が選出されるまでの間、高山部会長職務代理に進行をお願いしたく存じますが、よろしいでしょうか。

（委員）〔異議なし〕

（佐藤障害者自立支援課課長補佐）ご異議がないようですので、高山部会長職務代理に議事の進行をお願いしたく存じます。どうぞよろしくお願いたします。

（高山部会長職務代理）座ったままで失礼します。

それでは、部会長が選出されるまでの間、議事を進行させていただきたいと思います。

部会長の選出につきましては、千葉県障害者施策推進協議会 条例第8条第4項の規定により、委員の互選で定めることとなっておりますが、委員の皆様からご意見はございませんでしょうか。はい、成田委員お願いたします。

（成田委員）手をつなぐ育成会の成田です。部会長には、地域福祉を推進する団体である、千葉県社会福祉協議会の会長としてご尽力され、実績と経験が豊富であります、竹川委員をお願いしたいと思います、いかがでございませうか。

（高山部会長職務代理）ありがとうございます。ただいま、成田委員から、部会長に竹川委員を推薦する旨のご発言がございましたが、いかがでしょうか。

(委員)〔一同拍手〕

(高山部会長職務代理)ありがとうございます。ただいま部会長に竹川委員を推薦する旨の提案がございまして、皆様のご承認が得られましたので、竹川委員を議長席の方へお迎えしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(竹川部会長)ただいま委員の皆様方のご推挙によりまして、部会長を仰せつかりました竹川でございます。

委員の皆様のご協力をいただきながら、会議の円滑な運営に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

議題の(2)「障害者差別に関する相談対応状況について」です。

事務局から説明をお願いします。

(鈴木障害者自立支援課長)はい。障害者自立支援課長の鈴木でございます。

議題(2)「障害者差別に関する相談対応状況」について、説明させていただきます。

座って説明させていただきます。

はじめに、お手元の資料1「障害者差別に関する相談対応状況について」をご覧くださいと思います。

上の表は、令和元年度の相談対応状況をお示したものです。表の枠の一番下、合計欄ですが、相談件数は1件でございました。

区分としましては「交通機関に関する相談」であり、事業者等への確認をして終結となっております。実相談者数は1人でございます。

次に、令和2年度の上半期、4月から9月までの相談対応状況ですが、下の表をご覧ください。表の枠の一番下、合計欄ですが、相談件数は全部で2件でした。

区分としましてはいずれも「商品・サービスに関する相談」であり、こちらも事業者等への確認をして終結しております。実相談者数は2名でございます。

なお、本市における「障害者差別に係る相談の流れ」については、1枚めくっていただいて、参考資料をご確認いただければと思います。

続きまして、「障害者差別に関する相談事例」について説明をさせていただきます。お手元の資料2をご覧ください。

相談者は、市内在住の肢体不自由の方で、電動車いすを利用されている女性の方です。相談内容ですが、不当な差別的取扱いに関する相談で、タクシーの配車について市内のタクシー会社へ相談した際に受けた対応に関する事例でございます。

主な相談内容としては、2つございます。

・1点目が、(1)通院のため、市内のタクシー会社へ配車の相談したところ、電動車いすの重量など、詳細を確認されないまま、電動車いすの利用は難しいと一方的に断られた。どのような理由で断られたのかは不明であり、差別と感じた。

・2点目でございますが、(2)令和2年2月からタクシーの配車料金が一律300円に値上げとなることを知った。健常者であれば最寄り駅まで出向いて乗車できるため配車料金な

ど気にしないだろうが、移動が困難な身体障害者にとっては自宅まで配車してもらわざるを得ない。配車料金の値上げは障害者差別ではないか。

以上2点に関し、相談者から「障害者差別解消法ができたと聞いているので、差別解消のため、タクシー会社に対してこれらの意見があったことを伝えてほしい」との希望があったものでございます。

次に、これに対する本市の対応ですが、市職員が相談に応じた後に、相談者本人の承諾を得た上で、千葉県 of 広域専門指導員に対し、市内のタクシー会社へ周知等を依頼することといたしました。

まず、本市が依頼した県の広域専門指導員の対応といたしましては、市内タクシー会社7社に対し、

- ① ユニバーサルデザインタクシーの車両の所有状況、
- ② 車いす使用者から配車依頼があった際の対応について、
- ③ 配車料金の値上げ状況について、

この3点について調査するとともに、障害者差別解消法に規定される不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供及び社員に対する対応方法の徹底について、周知活動を実施しました。

ここで補足させていただきますが、裏面をご覧ください。先ほど申し上げたユニバーサルデザインタクシーの車両についてですが、ご覧のとおり、障害者、高齢者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など、誰もが利用しやすい構造を有するタクシーの車両のことでございます。

目印としては、下にあるマークが、ドアあるいは全面や後ろに貼付されているものでございます。

白黒で分かりづらいのですが、上2つのマークは、緑色の地にマークが車のマークが入っています。

違いは、星が2つと、星が1つとの違いです。一番下のものは、ブルーの下地にマークが入っているということです。

市内で走っているタクシーがいましたら、マーク等も確認いただければと思います。

次に、県の広域専門指導員がタクシー会社に対して実施した調査結果でございますが、前のページに戻っていただきまして、点線部分をご覧ください。

まず、①ユニバーサルデザインタクシー車両の所有状況ですが、7社中4社、およそ57%のタクシー会社が所有しておりました。

次に、②車いす使用者から配車依頼があった際の対応ですが、会社ごとに異なります。具体的には、

- ・ ユニバーサルデザインタクシー車両を所有していない会社の場合は、無線等で他のタクシー会社に問い合わせするところがあれば、乗務員の高齢化のために、対応できないとするところもございます。
- ・ 一方で、ユニバーサルデザインタクシー車両を所有していても、電動車いすの場合、状況によって断る場合もあつたり、道幅によっては車いすを入れられないということも

ありまして、断る場合もあるとのことでした。

次に、③配車料金の値上げ状況ですが、いずれのタクシー会社も、令和2年2月からのタクシー運賃値上げに伴い、配車料金を値上げしており、千葉県タクシー協会の方針に従ったものであるとのことでした。

続きまして、相談者への報告となりますが、裏面をご覧ください。

裏面の下段をご覧くださいと思いますが、先ほどご説明しました県の広域専門指導員が実施した市内のタクシー会社の調査結果を報告するとともに、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供及び社員に対する対応方法の徹底について周知したこと、また、配車料金の値上げについては、千葉県タクシー協会の方針に基づくものであり、障害者差別には該当しない旨を説明したところ、相談者本人が納得したため、終結に至っております。

今後も引き続き、相談内容に応じて、事業者や関係部署に状況確認のうえ、合理的配慮を促すなど、障害者差別の解消に努めてまいります。

議題（2）の説明については以上でございます。

（竹川部会長）はい、ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

（委員）〔意見・質問なし〕

（竹川部会長）よろしいでしょうか。それでは、以上で、議題（2）につきましては以上となります。

それでは次に、議題の（3）「その他」ですが、事務局から何かありますか。

（鈴木障害者自立支援課長）はい、1点ございます。議題（3）その他についてですが、資料は用意させていただいておりませんが、ヘルプマーク・ヘルプカードの配布場所拡大についてご紹介をさせていただきたいと思っております。

昨年8月から、各区保健福祉センター等で配布を開始したストラップ型ヘルプマーク・ヘルプカードですが、これらを必要とする方が容易に受け取ることができるよう、今年の10月から、千葉都市モノレールの駅員のいる有人駅、そして市立病院において配布場所を増やしました。市政だよりの10月号にも、その旨紹介をさせていただいております。

具体的には、千葉都市モノレールの千葉駅、千葉みなと駅、都賀駅、千城台駅の4駅と、市立病院の青葉病院と海浜病院にも置かせていただくようお願いをしました。

それ以外に、昨年から配布しておりますが、各区の保健福祉センター高齢障害支援課、健康課の窓口、千葉市療育センター分館 ふれあいの家、千葉寺のハーモニープラザの中に入っております障害者相談センター、千葉市障害者福祉センター、そして、本庁の障害者自立支援課に、ストラップ型ヘルプマークを置いて、必要な方にお配りしております。

今後も、より多くの障害のある方々に配布し、一般の方々にも周知できるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。議題（3）その他についての説明は以上でございます。

(竹川部会長) ありがとうございます。「その他」ということで、皆様の方から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日予定されていた議題は、すべて終了いたしました。なお、本日の会議の議事録の作成につきましては、事務局及び部会長にご一任願います。これをもちまして、令和2年度 第1回 障害者差別解消支援部会を終了いたします。お疲れ様でした。

(佐藤障害者自立支援課長補佐) 委員の皆様、本日は、長時間にわたりありがとうございました。お忘れ物のないよう、今一度ご確認ください。

本日は、お忙しいところ誠にありがとうございました。

**午後8時41分閉会**

令和2年12月17日（木曜日）開催の令和2年度第1回千葉県障害者差別解消支援部会の議事録として承認し署名します。

千葉県障害者差別解消支援部会 部会長

---